

## 令和6年度第2回和歌山県子どもを虐待から守る審議会 議事概要

日時：令和6年11月14日（木）13：30～15：30

場所：和歌山県自治会館 2階203会議室

	田甫こども支援課長 挨拶
事務局	委員紹介
事務局	新たに就任された委員より一言ご挨拶をお願いします。
委員	〈挨拶〉
事務局	議題1「会長及び副会長の選任」について、お諮りします。 会長、副会長の選任については「和歌山県子どもを虐待から守る条例」第23条第2項の規定に基づき、委員の皆様による互選となっています。 ご推薦等がございましたらお願いします。
委員	事務局案をお聞かせください。
事務局	会長には中川委員、副会長には富松委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	会長には中川委員、副会長には富松委員が選出されました。
事務局	それでは、議題2に移らせていただきます。 ここからは、中川会長に議事進行をお願いします。
会長	次第に沿って始めていきます。議題2「県こども計画案について」現状と課題、こどもアンケートについて事務局から説明をお願いします。
事務局	〈資料1及び資料2について説明〉
会長	児童アンケートについて、確認したい。施設及び里親家庭に対する満足度とあるが、これは施設と里親、それぞれの数値は出ているか？
事務局	この質問は、両者に対して、今いる施設もしくは里親宅の満足度を聞いている。アンケートについては匿名であり、それぞれの数値は出ない。
会長	わかりました。里親等についての認知度とあるが、これは里親制度のことを聞いているのだと思うが、里親委託中の児童の回答も含まれているのか。

事務局 里親に委託されていない施設措置中の児童に対する質問である。

会長 質問項目によって母数が違うということでしょうか。

事務局 然り。

会長 前回、委員から質問のあった、里親に措置にされたが、不調になり施設措置となった件数について何か回答があるか。

事務局 令和5年度中に里親委託になった児童は20人。そのうち措置解除になった児童は7人。その中で不調と思われるのは4人となっている。4人のうち、2人は虐待、2人は養育困難となっている。

会長 児童相談所の感覚として、例年そのような感じか。

事務局 令和5年度中に措置された児童がどうなっているかということ調べており、それ以前に措置された児童まで調べておらず、細かい分析までできていないのでなんとも言い難い。

会長 議題2の現状と課題の捉え方について、委員からご質問やご意見はないか。

委員 助産の利用が年間1件となっているが、これは県の実施のみということか？

事務局 県が実施している分である。各市町村の分は含まれていない。

会長 県全体の計画なので、県内全体の助産施設の実施数を入れる方がいいのではないか。

事務局 そのようにする。

会長 現状や課題の捉え方について、他に意見がないようであれば、次の議題にうつる。事務局より説明をお願いします。

事務局 〈資料3及び資料4について説明〉

会長 委員からご質問やご意見はいかがか。

委員 助産施設7か所とはどこか。生活に困窮している人が出産したいとなったとき、どこに病院があるか調べるのに時間がかかることがある。助産院と助産施設の標記が混同している。助産施設というのは出産を公共から支援するところ、助産院は助産師が開業をしているところ、全く違うところだと思うので気になった。

事務局 助産施設は福祉施設の一覧に掲載している。日赤医療センター、新宮市立医

療センター、橋本市民病院、串本町立病院、紀南病院、公立那賀病院、有田市立病院となっている。そのうち、有田市立病院、公立那賀病院、串本町立病院が休止中となっている。

委員 県が開催する研修の実施とは何か。

事務局 特定妊婦や世帯を把握し支援をしていくのにあたって、市町村職員等を対象とした研修を実施していきたいと思っている。

委員 助産施設が活発に活用されているわけではない、出産数も少なくなっている。支援が必要という方がきたときに、適切な支援につながるためにも、産科病院への周知も必要である。

会長 県が開催する研修というところが気になる。資料3の施策一覧ではどのように書かれているか。

事務局 市町村との連携強化の部分にあたる。

会長 連携体制の構築を目指すとは書かれているが、そのためには研修を開催するといった記載がない。評価指標のところいきなり研修の実施とでてくると一体何を指しているのかと思う。繋がりがわかりづらいので、わかるようにしてもらいたい。

委員 登録里親数の目標世帯数が従来の計画では、270世帯だったように記憶しているが、246世帯となっているがなぜか。いずれにせよ、国の目標値を目標とするので、目標里親数は350世帯なので、上回ることになるが。里親登録したい人を増やして分母を増やす必要はあるが、そのうち実際養育できる里親がどれだけいるか。里親も年齢をとるので、養育できる里親を増やしていかないとけない。できるだけ登録世帯数は高いところを目指していただき、里親を必要とする児童がいたとき、すぐに受け入れられる里親がいることが必要。今の350世帯以上の里親登録数としてはどうかと思うがいかがか。

事務局 従来の目標値については、児童人口の減少を見込んだ登録数に修正している。ただ、国の目標値を達成するためには、350世帯が必要であると試算しているので、それを目指していく。受託率については、30%で設定している。現状は20%を推移しているので、目標を達成するためには、受託率を上げること、里親登録数を増やすことの両方が必要である。

会長 里親に関することは、施設も関係する。児童養護施設の方から御意見を願いたい。

委員 前回の資料も含めて、和歌山県児童養護施設協議会で施設定員数を試算し

た。施設は定員数を見込んで職員を雇用しているが、児童数が減った場合にどうしたらいいか。入所児童が減る分、施設職員を別の方向へすすめてほしいということであるが、5年間のうちにそこまですすめることができるかと思っている。県としては、児童人口の減少に伴い、入所児童も減少するという予想を立てているが、児童養護施設がどのように対応すればよいかと考えているかお聞かせいただきたい。

事務局

児童人口が減っていくことは避けられない状況。その上で里親委託を推進しているということで、施設の機能転換や高機能化を一層すすめていただきたい。地域小規模といった小規模化とともに、定員を減らす分について、一時保護専用施設の整備や、市町村の家庭支援事業の担い手といった方針転換をしていただくことがどうしても必要でないかと思っている。各施設で取組をすすめていただき、県としてもそれを支援していきたい。

委員

前回も言ったが、里親への措置変更は賛成である。マッチングがうまくいき里親と里子が親子のようになるのであれば、それは大変素晴らしいことだと思う。施設を経営する者からみれば、施設の機能転換や地域の支援活動については、うまくいくか未知数である。施設としては淘汰されていくところもでてくるのかとも思っている。だんだんこどもが減ってくることもわかっており、どうしたらいいのかと思っているところ。

委員

話を変えて申し訳ないが、代替養育を必要とする児童のパーマネンシー保障にむけた取組のところで、「児童心理司を中心とした親子支援プログラム等に関するライセンス等新規取得する職員数」とあるが、親子支援プログラムはどういったことを考えておられるのか。5人とあるが、この数値目標はどう読めばいいのか。

事務局

親子支援プログラムについては、現在、児童相談所では民間機関に委託をして親支援プログラムを実施している。そちらはトリプルPを実施している。ここに書いているのは他にもプログラムがあるので、児童相談所を中心に家族再統合をすすめていく上で、どういったプログラムがいいのかということも児童相談所の意見も聞きながら検討していきたい。児童相談所の職員が直接保護者に対してプログラムを実施していくことに取り組んでいきたい。5人というのはまず1年目に5人増やし、5年間のうちに15人とプログラムを実施できる職員を増やしていきたいと考えている。

委員

令和11年度には15人になっているということであれば、ありがたいことである。

全体的に見て、県の行政的な数値目標がうかがわれ、根底にあるこどものこころの育ちという視点が見えてこないような気がする。やはり数字だけでどう

というより、こどもが健やかに育っていく、特に最近言われているような、いじめや不登校とかが増えているような状況の中で、こどもの心をどのような形で県が保障していくかという問題はとても大切なことである。国がこども家庭庁を創設し、県がこども家庭局として組織改編、さらに市町村がこども家庭センターをつくるという流れの中では、母子保健と児童福祉の一体的支援というのが、評価指標の中からはあまり見えてこない。親子関係の構築で言うと、母子保健的な要素も含め、保護者に対してその縦割りの施策構成ではなく、横の連携ということを目指した形で県の施策の中にいれていただきたい。親子関係では、普段からおとながどのようにこどもと向き合っているかというところの根底にあるのはやはりペアレンティング、ペアレントトレーニングである。資料3の児童虐待の発生予防というのが、虐待予防の観点でいうと、一次予防となり、(イ)早期発見・早期対応が二次予防になり、社会養護や児童相談所の部分が三次予防になるという虐待の概念をある程度図式的な状況の中で読みやすい施策を是非つくっていただきたい。この資料をみさせていただくと、一次予防二次予防三次予防の中で県がどのように考えられているか読み取れるが、図示的な形をふまえて検討させていただくと、先程のペアレンティングが県の児童相談所の中だけでなく、いろいろなところに網羅的に関係し、それは根底にあるこどもの心をいかに大事にするかと言う形の中で施策をつくっていただきたい。質問をきっかけに全体的な構成のところの感想を述べさせていただきました。

会長

今のところで事務局から何かありますか。

事務局

大変参考になり、そういう観点を計画に盛り込んでいくというところがなかったと反省している。どこまで計画に盛り込めるかはわからないができるだけ努力していく。

会長

前段のところ、基本的なところで今の視点を考え方の根底部分になると思うので、どこにいれるのかはまた検討いただきたいが、非常に重要な視点だと思うのでその点を何らかの形でお願いしたいと思う。

他の意見はどうか。

委員

社会的養護を経験した立場から、3点ほど質問したい。最初に前回の里親委託の不調数について確認があったが、令和5年度に委託した20人のうちの4人という理解でよいか。仮に令和3年度に委託したこどもが令和5年度に不調になった場合は入っていないといことでよいか。

事務局

入っていない。

委員

そうすると、もう少し数字は上がるということか。その数字はわかるか？

事務局	統計はとっているのので、調べればわかる。
委員	また教えていただきたい。2点目として、資料3、16ページ、社会的養護自立支援拠点事業の中で、自立を控えた全ての児童に対し情報提供を行うとあるが、拠点事業所は施設入所時から関わりを持つということによいか。
事務局	施設入所児童も対象である。拠点事業所は、児童養護施設や自立援助ホームとも定期的に会議の場を持ち定期的に情報提供しながら、退所する前から関わりを持っている。
委員	児童との関わりも含めて実施しているということによいか。
事務局	然り。
委員	3点目であるが、同じページの下部、生活費や家賃、資格取得費の貸付とあるが、施設等を出た後、生活する中で、ちょっとしたことをきっかけに生活が破綻することがあると思う。その中で貸付がされていても借金が増えるだけで、現実的に自立を促す支援はならないのではないかと私は思っている。県や市の住宅を一時的に貸し出す等拠点事業の中で生活プランの立て直し期間だけでも住宅を貸し出して自立を促すという枠組みをつくっていただきたい。
事務局	現在予算要求中ですので、確定的なことは申し上げられないのであるが、要求の内容を申し上げますと、今委員が言われたように、緊急避難的なアパートを借り支援を実施できるような事業の予算を計上しているところで、それが成立すれば、1、2か月程度生活ができるのではないかと考えている。年度末にプロポーサル方式による事業者を選定するにあたり、そういったことができる事業者が申込、決定すれば緊急避難的な対応をすることもできるさらにバージョンアップした拠点事業所となるかと思われる。
委員	資料4の「助産施設の設置数」についてであるが、令和7年度7箇所のうち3箇所休止中、令和11年度で7箇所のうち1箇所休止中という目標が出ているが、現実問題として産婦人科医はどんどん減っている。集約化の一途を辿っている。これから紀南地域はどうするのかという真剣に話し合うか否かというところまできている。7箇所を維持できるのかということをよく相談されて、助産施設の維持というのを真剣に考えてもらいたい。生活に困窮された方の出産できる場所は必要である。
事務局	検討する。
会長	医療計画との兼ね合いもあるのかと思う。 では、里親委託の関係で何か意見はないか。

委員	<p>乳児院も里親委託を取り組んでいる。児童相談所と連携しながらすすめているが、里親委託となるのは年3人くらいある。今年度は今までで3人、昨年一昨年も3人。なかなか里親委託につながっていないと思われる。里親委託を子どもたちも待っているような状況もある。マッチングがなかなか難しいと言う状況。今年も3人里親のところへいっているが、なかなかうまくいっていないケースもある。乳児院から里親委託になるケースはかなり丁寧に時間をかけてマッチングを実施している状況。</p>
委員	<p>資料1 19ページの自立援助ホームについてであるが、現在確かに10箇所あり、どんどん増えてきている状況ではあると思う。実際は和歌山市ばかりにあり、使いたくても使えないという状況もある。高校に通学している子どもであれば、和歌山市の自立援助ホームに入所したとしても通えないということになり断念してしまうということが続いている。「需要を満たしている」という表現は、おそらく紀南地域もそうだと思うが、地域的には満たしていないところもあると思うので、ご検討いただきたい。</p>
事務局	<p>自立援助ホームは、事業ということで事業者の届出で成立する事業である。事業者としては、和歌山市といった県内という大都市圏に設置する方が、通学通勤の面でメリットがあると考えている。その中で和歌山市に所在する自立援助ホームの件数が多くなっているという状況であり、それに対し、県としては、これ以上設置数を増やすと言うよりも、支援の質の向上が重要ではないかと考えている。県としても各圏域に自立援助ホームが点在し、その中で児童が支援を受けられるような状況を望んでいる。</p>
会長	<p>「需要を満たしている」という文章を検討した方がいいのではないかなと思う。和歌山市の自立援助ホームは全国的にみても多い。他方、地域によってはそうではない。表現を変えていただくように検討をお願いします。</p>
事務局	<p>検討します。</p>
委員	<p>アドボケイトの件である。アドボケイトは子どもにとってもよいことだと思う。里親がしっかりアドボケイトのことについて理解をもち、委託されている子どもに説明ができればと思う。その方が里親家庭にアドボケイトを導入することができるのではないかなと思う。今後社会的養護の子ども全てにアドボケイトをうけてもらおうとするのであれば、里親に説明し、理解をしてもらい、里親から子どもにアドボケイトのことを説明してもらおう方がいいように思う。</p> <p>もう一点、先月ある研修会で、ある市の児童虐待の状況についてその市の児童福祉主管課の方に話をしてもらった。出席者からは、身近にそういう問題があるのかがわからない。虐待は知っているが、具体的な種類を知らないといったことを話していた。市町村のいろいろな関係機関、民生児童委員、青少年健</p>

全育成関連の人たち向けに児童虐待の基本的な研修会、社会的養護について知ってもらえるような機会をつくっていただきたい。

委員

アドボケイトの関連でいうと、里親対象の研修会でも説明させていただいている。里親家庭には、児童相談所職員、里親支援センターの職員がくる。さらにアドボケイトとなってくると、里親自身の負担にもなると話されていた。それも一部理解はできるが、こどもが希望したときは御連絡くださいと伝えている。まだまだ周知が不足、今後さらに里親に御理解いただき、家庭の中だからこそ、言いにくいことであつたりすることを話せたらいいと思う。もう一つは、場所がとても難しいと思う。以前、里親宅に行った時に、こどもが少しでも物音が鳴ると黙ってしまう。聞かれているのではないかと気を使っている様子がみられたので、場所も大切なことだと思っている。今後何か改善することを考えこどもたちに会いたいと思っている。

委員

資料1 24ページ 児童相談所の強化等に向けた取組、資料4の同じ部分、先程も言ったこどもの心という状況で言うと、児童心理司については書かれているが、発育発達というところを含めると、医師、その中でも小児科医や精神科医といった医療的な部分に関する文章がない。特に紀南地域は医師の確保は大変なのであるが、概念的に医師の確保、非常勤であつたとしてもそういった表現をどこかにいれておいていただければと思う。

事務局

医師に関する記載について検討します。

会長

前回も話したがこどもメンタルクリニックが閉鎖され、未だ再開されていない。そういった状況も含め、ご努力いただくことご検討いただきたい。

事務局

現在、福祉保健部局の方で、今後の取組として、こどものこころの専門医の確保に取り組んでいくところである。

委員

資料4 3ページ 一番下の部分であるが、これは県児相が関わっていく件数ということでよいか。今年度他府県児相が関わり、当市の里親に委託するというケースがあつた。市の方から書類を出したという経緯があつた。それは含まないでよいか。

事務局

基本は県の児童相談所が関わった件数としている。

委員

県の里親が特別養子縁組で委託を受けたとしても含まないということか。

事務局

県の取組としてとらえるものについて計上するものとしている。

委員

民間あっせん機関を通じて養子縁組となつたケースなどどこも関わっていない場合については、例えば東京へ行き出産し、その民間あっせん機関を通じ



て子どもを預けた場合などは含まれないということでしょうか。

事務局

養親がいるところでどういった支援が必要かということを検討する、それが市町村なのか児相なのかということはあると思う。

委員

わかりました。資料3の一番右に担当課とあるが、これは主担当だけという認識でしょうか。それとも関係する課も入れるのか。

事務局

この部分は子ども計画に載せる際に整理させて頂くことになると思う。子ども計画については、網羅的な計画になるので、その上で主担当課となるかどうかは今のところは不明である。

委員

7ページの2つ目の「乳児家庭全戸訪問事業」等については、健康推進課は入らないのか。

事務局

入らない。乳幼児全戸訪問事業は、子ども支援課が担当課となっている。

委員

それでは、8ページのヤングケアラーについて学校教育課は入らないということでしょうか。

事務局

確認する。

委員

その下の妊産婦に関わる支援のところは、全て子ども支援課になっているが、健康推進課は入らないということか。

事務局

国の施策として展開していくということになってくると、子ども支援課が担当課となってくることがあるが、もちろん母子保健分野としても特定妊婦、妊産婦に関することは関係してくるので子ども支援課だけでなく健康推進課も関わることになるかと思う。

会長

もう一点だけ。児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数の目標がずっと6件であるが、最近では0か1件の状況で、目標値の6件はすごく高い。もし目標値とするのであれば、児童相談所の中で、別のチームを組むとか何か取組を考えていかなくてはいけないと思う。現状でこのままの数値とするのは難しいと思うので何か検討頂かないといけないと思う。

事務局

検討する。

会長

それでは、議事3はこのあたりで終わらせていただき議事4その他にうつりたい。事務局から説明をお願いします。

事務局

〈資料5について説明〉

会長

特に質問意見等がなければ進行を事務局にお返しする。

事務局

本日はありがとうございました。以上をもちまして審議会を閉会いたします。